

児童養護施設等における 親子関係再構築支援

親子関係再構築支援の現状

① 施設における親子関係再構築支援の重要性

- 施設は、かつての親がない子どもの養育から、虐待があり、児童相談所が介入により親子分離した子どもが増加。
- 児童相談所は、親子分離した子どもを再び親の養護下で生活できるようにするため、親に対して子どもへの接し方や生活環境の改善等の指導を施設と協力して行っている。しかし、施設措置解除後に、虐待が再発した事例も生じている。
- 児童相談所の介入により親子分離した子どもの親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えている。親は虐待を否認していたり、児童相談所との対立がある場合も多く、困難さもある。不適切な養育を受けた子どもは、保護者との愛着形成に課題があり、社会適応の難しさがあるとの指摘もある。
- したがって、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子分離に至らない段階での親支援のために、施設においても親子関係の再構築支援が重要となる。



② 親子関係再構築支援の取組の充実

- 施設は子どもが生活している場所であり、家庭支援専門相談員により、家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う。
- また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング(CSP)など、様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われているので、取り入れる。
- 子どもにとって、その生き立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。
- 親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要である。

(参考)最低基準の記載例

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準・第45条4項

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

親子関係再構築支援を推進させる取組

○厚生労働省における取組

- ◆親子関係再構築支援の実施に当たって参考となる事例集・ガイドラインを作成
施設における親子関係再構築支援を今後さらに推進していくため、
 - ① 平成24年度に、それぞれの施設の取組事例を収集した「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」を作成
 - ② 平成25年度には、親子関係再構築支援の内容や方法を体系的に記したこの「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」を作成
- ◆施設に総合的な家庭環境調整を行う「家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）」を配置

▶ 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集

平成25年3月作成

児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童相談所関係者により、各施設の事例を収集しまとめたもの。

▶ 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン

平成26年3月作成

親子関係再構築支援を定義するとともに、入所前から退所後までの各ステージにおける支援の内容等をまとめたもの。

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集

平成25年3月

作成:親子関係再構築支援ワーキンググループ委員(座長:大正大学人間学部臨床心理学科教授犬塚峰子)

児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童相談所関係者により、各施設の事例を収集し、まとめている。



構成:

1. 全体的な構成

巻頭に「施設における親子関係再構築支援について」「親子関係再構築支援における施設と児童相談所の連携について」を掲載し、その後に施設ごとの事例を掲載している。施設ごとの最初のページに、その施設の支援の特徴を掲載している。

2. 各事例の構成

全部で26事例が収集されている。(児童養護施設9事例・乳児院6事例・情緒障害児短期治療施設3事例・児童自立支援施設2事例・母子生活支援施設3事例・児童家庭支援センター3事例)

各事例は【事例の概要】【課題】【方針】【取組】【取組のポイント】【まとめ】で構成しており、最後に事例を読んだ委員からの感想や質問を【コメント】として示し、それに対する回答などを事例の執筆者が【リコメント】として記している。



活用:

現状の施設による親子関係再構築支援の事例が収集されており、すべてにおいて望ましい事例が集められているわけではないが、事例の中から施設が子どもの最善の利益を考えて行った工夫や、今後の施設における親子関係再構築支援のヒントを見つけていただきたい。

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例について

※平成25年3月「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」より抜粋。詳細については、
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working7.pdf に掲載。

事例番号	施設種別	事例概要
事例1	児童養護施設	施設が主導的に家族調整を行い、家庭引き取りが可能になった事例
事例2	児童養護施設	反社会的傾向のある母親の言動に対し、職員が役割分担して行動変容を促し、親子関係をつないだ事例
事例3	児童養護施設	他の母子の姿(モデリング)を通して、子どもへの関わりを学んでいる事例
事例4	児童養護施設	子どもの成長ぶりの実感が母親の動機付けにつながった事例
事例5	児童養護施設	児童養護施設と児童家庭支援センターの職員が協力して、情緒不安定な母親に母親クラブへの参加を促し、心理治療等を行っている事例
事例6	児童養護施設	母親の精神疾患のため家庭引き取りが困難だが、宿泊の親子訓練等を通して良好な関係を築いていった事例
事例7	児童養護施設	家族とのつながりを持つことが困難なため、担当職員と家族との関係を整理して自立した事例
事例8	児童養護施設	親が行方不明となり家族交流が困難になり里親委託を行なった事例
事例9	児童養護施設	児童養護施設においてコモンセンス・ペアレンティングを用いて家庭復帰支援を行った事例
事例10	乳児院	虐待を認めない親への親子関係再構築支援の事例
事例11	乳児院	虐待をした母親が、生い立ちの振り返りを行って、自己肯定感を高め子どもの家庭引き取りに至った事例
事例12	乳児院	障害の受容を支援し、家庭復帰となった事例

事例番号	施設種別	事例概要
事例13	乳児院	育児不安のため、三度の一時保護後、入所となった事例
事例14	乳児院	両親・親族がダウン症児を受け入れることができず里親委託になった事例
事例15	乳児院	父親からの身体的虐待により入所、離婚により家庭引き取りとなった事例
事例16	情緒障害児短期治療施設	母親からの心理的虐待で入所したA子(中3)が、自分の想いを母親に伝えることの大切さを知り家庭復帰した事例
事例17	情緒障害児短期治療施設	家庭復帰後アフターケアを行ったため、家庭復帰後の家族関係が良好に保たれた事例
事例18	情緒障害児短期治療施設	家庭復帰はしないものの家族と精神面での繋がりを持ちながら自立に向け退園した事例
事例19	児童自立支援施設	問題行動の背景に被虐待経験があった子どもに対し、親子関係の調整をした事例
事例20	児童自立支援施設	16歳で児童自立支援施設に入所し、家庭復帰ではなく、一人暮らしを選んだ事例
事例21	母子生活支援施設	母子生活支援施設で母子分離せずに、虐待防止支援を行った事例
事例22	母子生活支援施設	養育スキルに不安のある母親に施設と関係機関が積極的に支援を行った事例
事例23	母子生活支援施設	母子生活支援施設で中学生の家庭復帰を支援した事例
事例24	児童家庭支援センター	母の育児不安により子どもがネグレクト状況に置かれているので、その軽減を目的として、母親ミーティング(自助グループ)を利用した事例
事例25	児童家庭支援センター	児童養護施設での家庭復帰支援と児童家庭支援センターによる指導委託を利用し、親子関係が良好に保たれた事例
事例26	児童家庭支援センター	児童家庭支援センターが「ホームスタート」(訪問型子育て支援)を利用して家族診断を行いつつ支援を行った事例

事例1. 施設が主導的に家族調整を行い、家庭引き取りが可能になった事例

概要

家族構成

実父45歳・実母46歳・実兄高1・本児中2(女儿)・実妹小4 両親は虐待を否定

経緯

学校担任を通じて児相に訴える。

主訴: 日常的に母親に叩かれる。妹との養育の差をつけられたりするので家に帰りたくない。

保護後の支援等

一時保護後に児童養護施設入所。

施設入所後に、本児の問題点(万引き、快不快感の欠如等)が見られ、本児の生活課題となる。

虐待への本児と両親の意見は食い違い、結局は明確にならず。

両親は児童相談所が親の意見を聞かなかったことで、児童相談所を強く拒否→施設が主導して家族関係調整。

支援期間3年

課題

1. 家族像、両親と子どもの感情のずれが生じた経緯等を明らかにする。
2. 子どもが示す様々な生活課題(万引き・快不快感の欠如等)の改善を試みる。
3. 子どもが示す発達課題(良心や道徳性、価値基準の習得に疑問があること・自己に対する健全な態度の養成が未成熟であること)に対する支援を生活の中で模索する。
4. 家族像が明確になった段階で家庭復帰の妥当性を判断する

取組のポイント

1. 家族の実像を明らかにするための工夫

- ① 母親、父親単独で別々に職員と面接する機会を設けた。特に母親との面接を繰り返し、母親の気持ちを受け止めていった。
- ② 本児には、生活の中で呈する課題を見つけた時に、家出の様子や家で感じていたことを聞き取った。

2. 万引きへの対応

- ① 万引きを悪いことだと理解しているのに、盗ってしまうのは、どうしてなのかを一緒に考え、「寂しさ」が根底にあることを共感した。

3. かかわりの視点

- ① 生活の中でのこまやかな対応を通じて、周囲の大人が本人を気遣っていることが理解できるように努めた。通院は常に同一の職員が付き添い、関係形成にも努めた。

4. 児童相談所との連携

- ① 進捗状況を記録し、定期的に児童相談所に提出した。ケースカンファレンスに児童福祉司の同席を依頼して協働した。

事例17. 家庭復帰後アフターケアを行ったため、家庭復帰後の家族関係が良好に保たれた事例

概要

家族構成

実父離婚:本児とは一度も会ったことなし・実母49歳・本児中2(男児) 近隣に母方祖母68歳・祖母の再婚相手65歳:虐待あり

経緯

母方祖母宅で同居していたが、母方義祖父からの虐待のために別居し母と二人暮らしとなる。その後本児の母への金品要求や暴力が見られるようになり、不登校や昼夜逆転した生活等も見られ、母親の児童相談所への相談により情緒障害児短期治療施設に入所となる。

主訴:同居していた母方義祖父からの虐待を経緯に母との二人暮らしとなる。その後の母への暴力や生活の乱れ

保護後の支援等

情緒障害児短期治療施設入所。入所後は、児童相談所の担当と施設の担当が定期的に母親との面談を行う。

段階的に本児と母親との接触を繰り返しながら家庭復帰となる。

家庭復帰後は、施設担当者が定期的に家庭訪問を行う。時には児童相談所の担当も介入しながらアフターケアを実施、家族関係が良好に保たれた。

課題

1. 生活リズムを整え、遅れている学力の向上を目指し登校ができるようになる。
2. 本児にとって、理想となる男性像が獲得できていない。男性性の成長を支援していく。
3. 母親が本児に対し恐怖心を抱いており、再び本児と2人の生活を構築していく自信がもてないでいる。
4. 母親と本児2人だけの生活であるゆえ、家庭のなかに第三者の目が入りにくい。
5. 母親と祖父母の折り合いが悪いことから、母親の孤立無援感が強く家庭内の問題が見えにくく重篤化する傾向がある。

取組のポイント

1. 子どもの支援

- ①週1回の面接
- ②苦手な科目の、つまづいた学年からのやり直し(寮、学校)
- ③様々な男性職員との関わり→健康な男性像の取り込み、価値観の言語化
- ④同学年の子どもたちとの性教育実施、⑤母親への好意の振り返り→母への謝罪

2. 親子への支援

- ①本児の気持ちを母親に伝達→母子面会へ
- ②職員付き添いで母子外出
- ③母子外出を親子それぞれが評価し、話し合う場

3. 母親への支援

- ①職員が母親としての罪悪感や葛藤に共感
- ②母親の生い立ちの聞き取り
- ③祖母との関係の改善

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン

平成26年3月

第1章 親子関係再構築支援の定義

第2章 児童虐待の現状

第3章 児童相談所の対応の概要

第4章 施設による親子関係再構築支援

第1節 児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設における親子関係再構築支援

1. 入所前から入所時までの支援
2. 入所中の支援
3. 退所前の支援
4. 退所時から退所後の支援

第2節 乳児院における親子関係再構築支援

第3節 母子生活支援施設における親子関係再構築支援

第4節 児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援

第5章 支援体制

1. 家庭支援専門相談員
2. 心理療法担当職員

【親子関係再構築支援ワーキンググループ委員】 犬塚峰子(座長・大正大学人間学部臨床心理学科教授)
山本恒雄(日本子ども家庭総合研究所)・松永忠(児童養護施設光の園)・塩田規子(児童養護施設救世軍世光寮) 軀川恒(かのや乳児院)・山元喜久江(広島乳児院)・平岡篤武(情緒障害児短期治療施設吉原林間学園)
相澤孝予(国立きぬ川学院)・川崎今日子(母子生活支援施設野菊荘)・藤井美憲(児童家庭支援センター愛泉こども家庭センター)・鈴木浩之(神奈川県中央児童相談所)・菅野道英(滋賀県彦根子ども家庭相談センター)

親子関係再構築支援の方法(現行)

出典:親子関係再構築支援ガイドライン

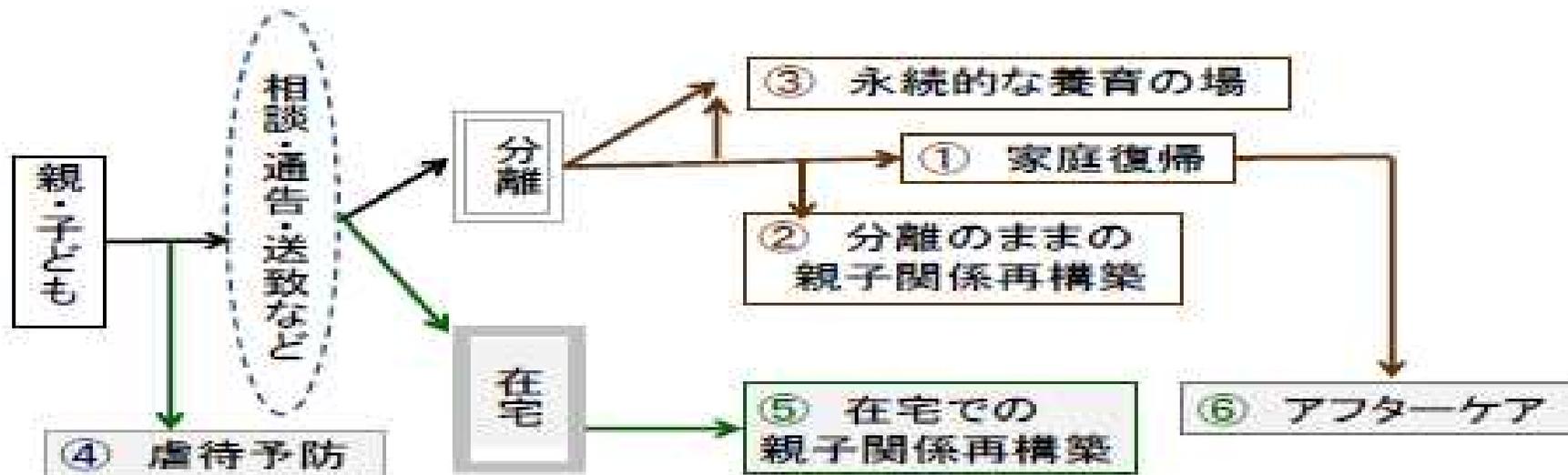
○分離となった家族に対して

- ①親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援
- ②家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援
- ③現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生き立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供

○ともに暮らす親子に対して

- ④虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援
- ⑤不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援
- ⑥家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持するための支援(アフターケア)

親子関係再構築支援の種類



＜要保護児童対策地域協議会（要対協）との連携＞
 ①要対協は在宅生活を送っている要保護児童・要支援児童等についてのかかりだけでなく、やがて、地域に帰ってくる施設の子どもについてもケースとして把握しておくことが大切である。
 ②要対協の個別ケース検討会議を開催して、関係機関との情報共有、支援の役割分担をする。施設職員への参加。
 ③児童相談所から親子関係再構築の近況、家庭復帰の進捗を報告する。
 ④児童相談所が主体としていふときは、当面は児童相談所が「主担側」となって、情報の集約・モニタリング、支援のコーディネートを進める。
 ⑤児童福祉司指導等を継続する際には、確実に要対協によって検討がなされ、必要なフォローアップがなされることを配慮する。
 ※ 在宅支援における児童相談支援センターの役割については、第4章 施設による親子関係再構築支援 第4節 児童相談支援センターにおける親子関係再構築支援 参照

援助方針・自立支援計画等の検討・決定・変更・実施・評価

家庭復帰困難と判断

＜親子関係再構築を進める際の課題＞

- ①親子交流に当たった際のルール明確化及び子、親、親族、施設、児相等における共有
- ②親・子・親子関係・親族等への支援プログラムの実施
- ③段階的親子交流の実施
- ④当事者参加による定期的なアセスメント
- ⑤関係機関による定期的カンファレンスの実施
- ⑥自立支援計画の修正・見直し等

①親子関係再構築プランの見直し・修正
 ②セラピヤー・プランの立案

親子関係再構築指導・支援者・親・施設・児相等による重複ケアの立案・共有

段階的親子交流 P 参照



＜親子関係再構築支援プログラム等＞

- ①医療機関への通院、保育園の利用、地域資源（保健、福祉、教育）、親族・友人等のネットワーク促進
 - ②コミュニティ・ヘルパー、ピアサポート、グループワーク、NLP、P.A.F-CBT、ノーバディーズ・ホームウェア、PCT、CARE
 - ③保護者グループ（母親グループ、父親グループ）、MCA、MYTRIE、認知行動療法、様々な家族療法
- ※ プログラムによっては家庭復帰以降も継続する
 ※ P43「保護者支援プログラム」参照

家庭判断

家庭復帰を自認しない自立支援等

施設入所見本法 2 8 参 承認の更新（年ごとの更新）

＜家庭復帰の留意点＞

- ①虐待ケースにあっては最低、施設退所後6ヶ月間は児童福祉司指導（継続指導）し、要対協等と連携の上安全・安心をモニターする
- ②施設による家庭訪問等在宅生活の支援（モニタリング）
- ③児童相談支援センター指導等の決定（第4章 施設による親子関係再構築支援 第4節 児童相談支援センターにおける親子関係再構築支援 参照）
- ④社会資源の積極的活用
- ⑤要保護児童対策地域協議会によるモニタリング、支援等

※第3章 児童相談所の対応の概要 5 家庭復帰の際の支援 参照
 ※第4章 施設による親子関係再構築支援 第1節 児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設における親子関係再構築支援 3 退所前の支援 4 退所時から退所後の支援 参照

子どもの安全と健全な養育の確保・地域ぐるみの子育て・セーフティネットワーク

児童福祉司指導（継続指導）による在宅支援

母子生活支援施設における親子関係再構築支援
 ① P51「家庭復帰の可否を判断する」ためのチェックリスト参照

措置解除
 措置停止

家庭復帰を判断するためのアセスメント

家庭復帰のための安全計画セッションの立案

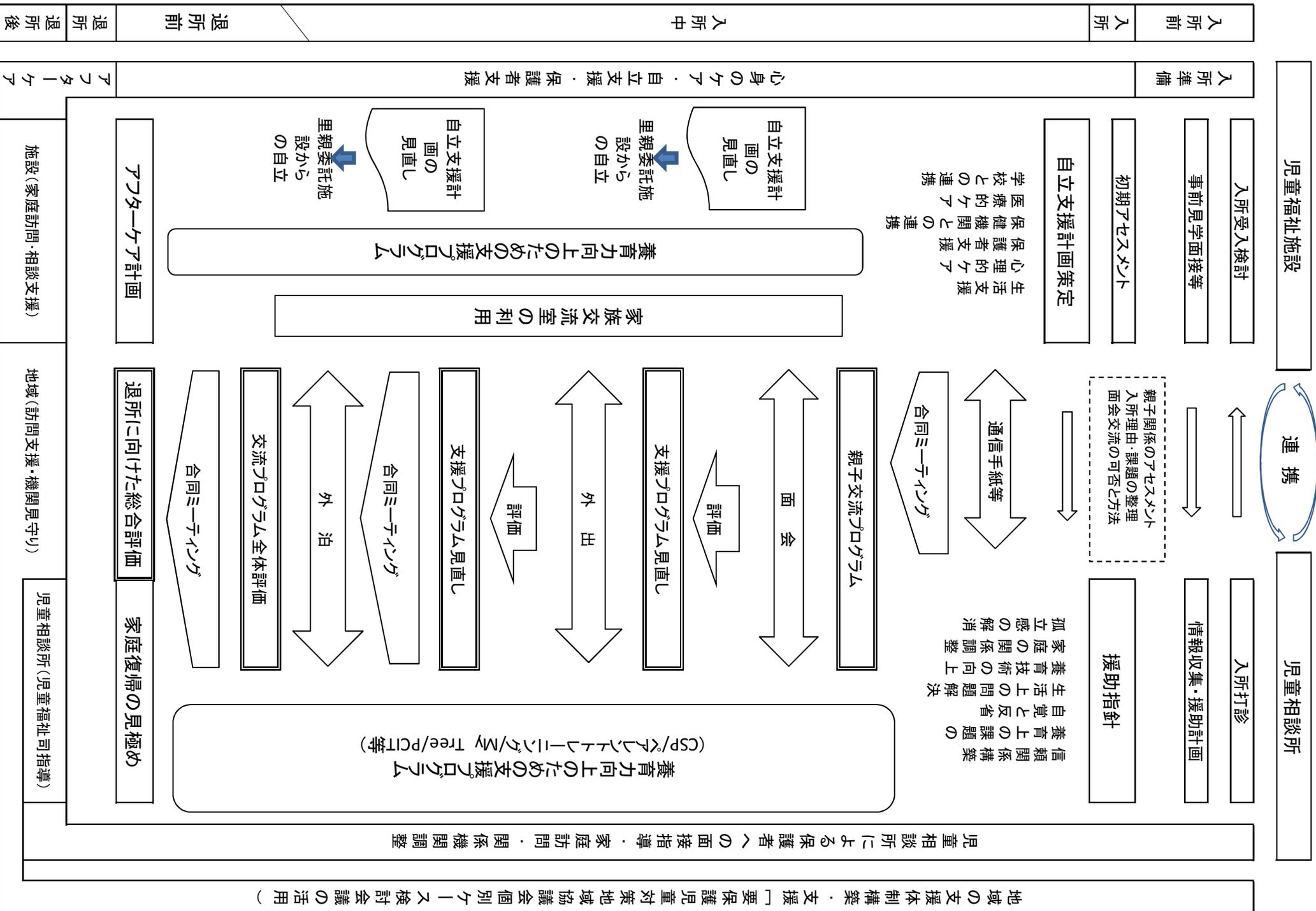
児童自立生活援助措置

家庭復帰困難と判断

家庭復帰・親子交流不可と判断

児童福祉審議会

親子関係再構築に向けた児童福祉施設と児童相談所との連携フロー図



各ステージにおける支援の方法

出典：親子関係再構築支援ガイドライン

① 入所中の支援

（自立支援計画の策定）

入所当初数ヶ月間は児相相談所の援助指針を自立支援計画として活用してもよいが、入所後に収集される新たな情報も含めて施設により策定される。

子どもの意向確認

保護者の意向確認

入所に関する説明と同意形成

発達課題の重要性と虐待等の影響を認識する

子どもへの支援

職員と親との信頼関係を構築する

親への支援

親へも子どもへも丁寧な聞き取りを行う

親子への支援

親支援プログラム

【段階的親子交流の展開】

通信（手紙・電話）

面会

外出

宿泊訓練

外泊

家庭復帰

評価

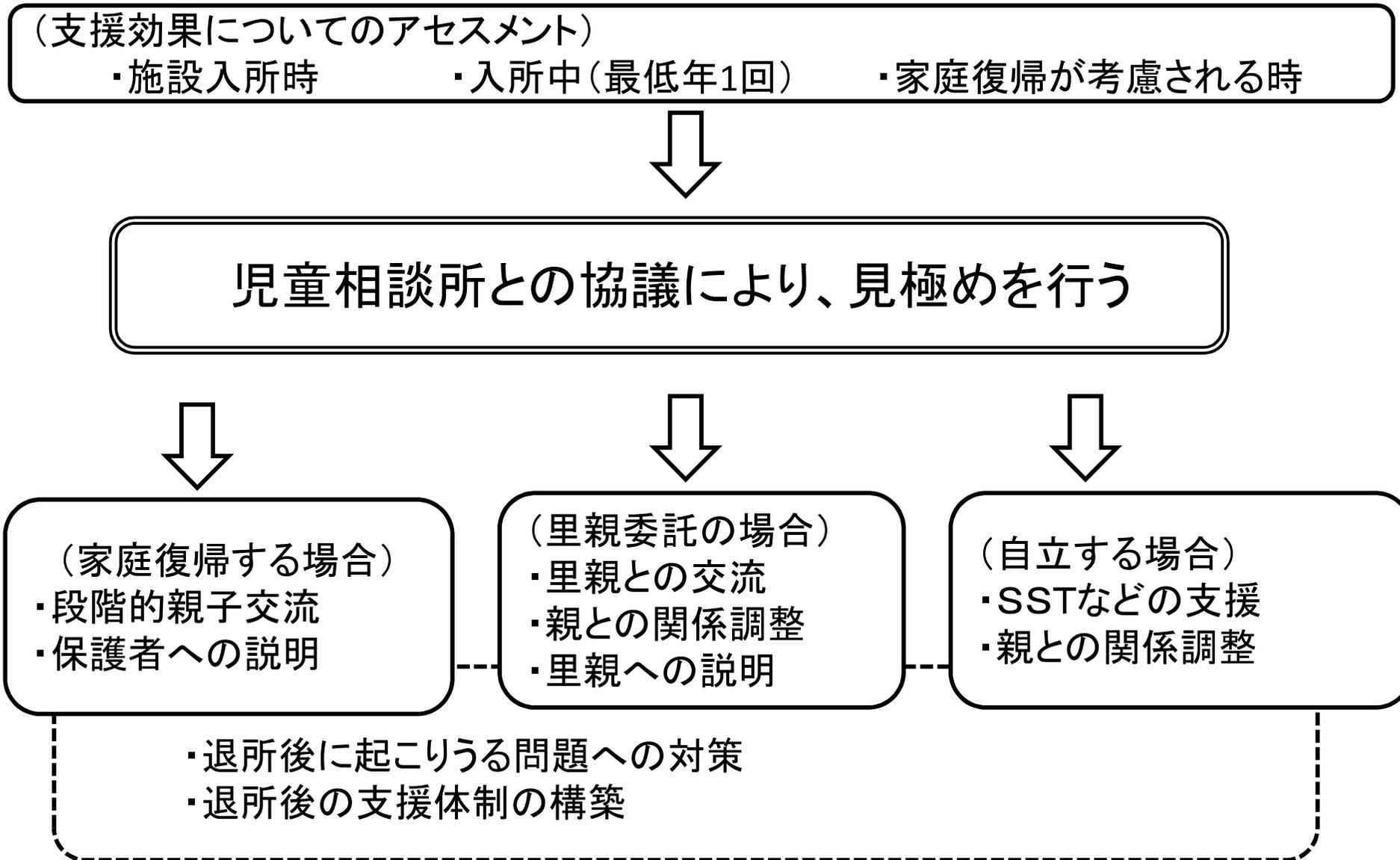
評価

評価

評価

評価

② 退所前の支援



③ 退所時から退所後の支援

(退所時の約束ごと)

- ① 児童相談所の児童福祉司も施設の職員も子どもの成長を見守る存在であること
- ② 施設の行事等に招待したり、電話や手紙で連絡を取り合うこと
- ③ あらかじめ予測した課題の状況については定期的に確認し、現状について相談し合うこと

子どもへの支援

保護者への支援

親子への支援

(アフターケア)

- ・子どもの姿を見て確認
- ・親に話を聞いて確認

- ・子どもに話を聞いて確認
- ・関係機関に確認

→子どもの適応状態

親子の関係性

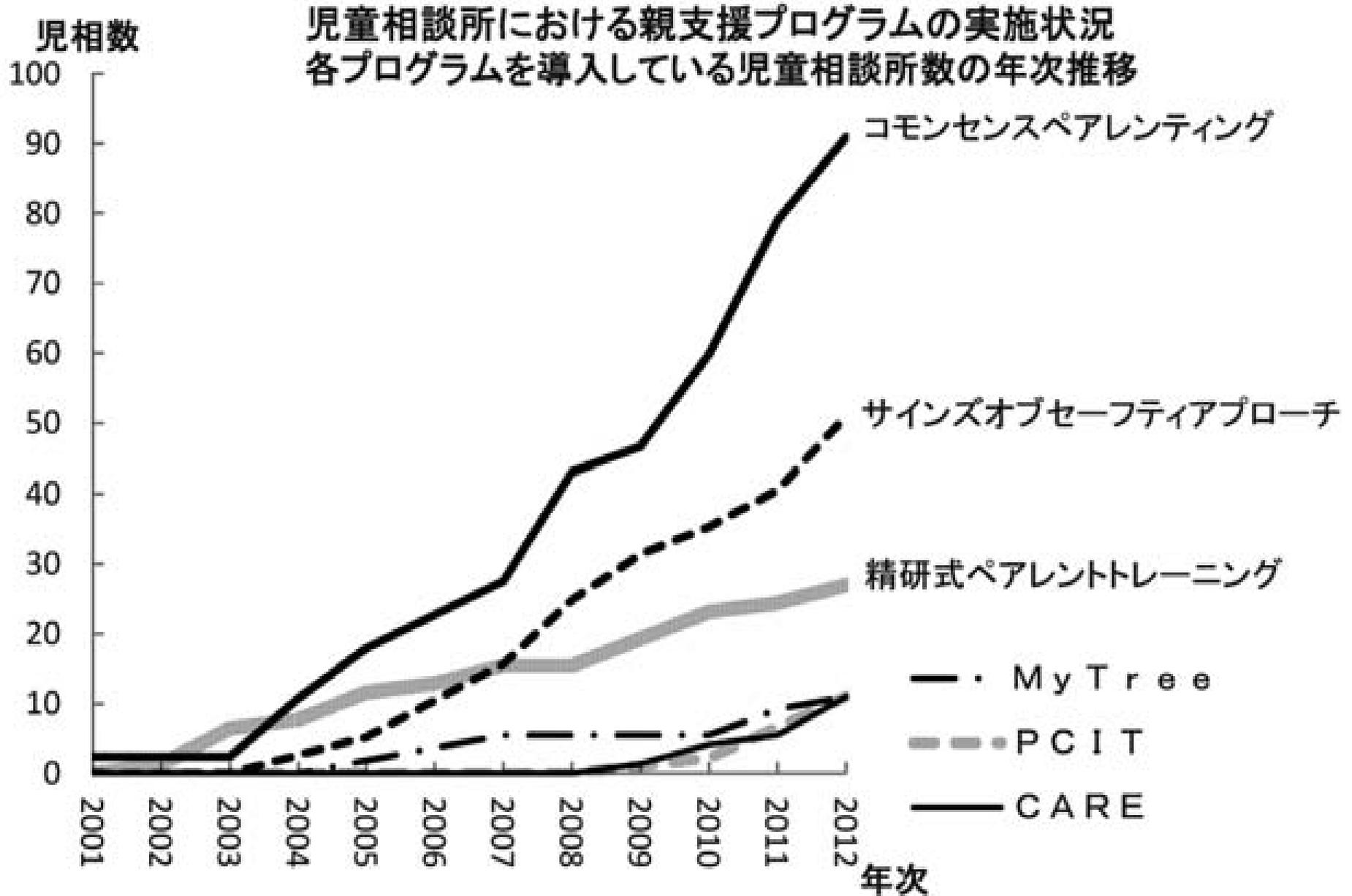
困っていることはないか

プログラム名とその特徴

プログラム名	内容など
コモンセンス・ペアレンティング	コモンセンス・ペアレンティング (CSP=Common Sense Parenting) は、アメリカのボーズタウンで開発された「被虐待児の保護者支援」のペアレンティングトレーニングのプログラムである。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す。2005 年に神戸少年の町で日本版が作成され、日本でも普及活動が始まった。
精研式(まめの木式)ペアレントトレーニング	アメリカ・カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) で開発され、国立精神・神経センター精神保健研究所児童思春期精神保健部(上林)で日本の現状に合わせて調整したプログラムである。はじめりはADHDの子どもをもつ養育者向けのプログラムであったが、現在は子どもの問題としては発達障害全般とされ、さらに養育の方法が分からず虐待的な対応となっている養育者や、教員や児童養護施設のケアワーカーにも対象が拡大されている。養育スキルを向上させることで、親子関係の悪循環を断ち、安定した親子関係をはぐくめるようにし、親子が平和的に暮らせることを目指している。行動を3種類に整理し、好ましい(増やしてほしい)行動、好ましくない(減らしてほしい)行動、許しがたい(人や自分を傷つける)行動に対して、注目の力を使ったそれぞれ異なった対応方法、一肯定的な注目(ほめる)、注目を取り去る(無視)、警告とペナルティーなどを習得する。
トリプルP	トリプルPとは、Positive Parenting Program (前向き子育てプログラム) のことである。幼児からティーンエイジャーまでの子どもの行動・情緒問題の予防と治療を目的に作られた。プログラムで使用される17の技法の半数以上が、前向きな関係・態度・行動の形成に焦点が置かれている。トリプルPは、家庭・学校・地域で子どもの問題が発生する前に予防すること、そして子どもたちの可能性を発揮させるために彼らを励ます家庭環境を作り出すこと、をゴールとしている。
Nobody's Perfect (NP)プログラム	Nobody's Perfectプログラムは、カナダ政府によって開発、広められた予防型プログラムである。0～5歳(日本では就学前)の子ども親が10人ほどのグループで互いの経験やアイデアを交換、テキストも参考にしながら子どもや子育ての基礎的な知識を学び、親としての力と自信を高めていくプログラムである。このプログラムを企画し、運営しているのが「ファシリテーター」で、ファシリテーションの技法によって一人ひとりの価値観を尊重しながらプログラムを進行しつつ、終了後も参加者同士が支え合える身近な仲間としてつながるチャンスもつくっていく役割を担っている。
PCIT(Parent-Childinteraction Therapy;親子相互交流療法)	1970 年代、フロリダ大学のSheira Eyberg 博士によって考案・開発された療法で、当初は行動上の問題をもつ発達障害児童とその養育者が治療の対象となっていたが、次第に虐待被害を受けた子どもとその養育者(加害者も含まれる)にも対象が拡大され、現在では米国の国立子どものトラウマストレスネットワークThe National Child Traumatic Stress Network(NCTSN)において最も推奨されるエビデンスに基づいた治療のひとつとなっている。特徴はライブ・コーチングで、トランシーバーを使い、マジックミラー越しに(あるいはビデオ画面を見ながら)、部屋の外にいるセラピストから子どもと遊ぶ養育者に対して、どうすればよいかをわかりやすく具体的に伝える方法である。親子間の愛着(アタッチメント)の回復と養育者の適切な指示の出し方(しつけ)の習得の2 つの柱を中心概念とした行動療法であり、対象となる子どもの最適年齢は2~7 歳(12 歳まで可能)で、養育者には実父母の他、実際の養育にあたる里親や祖父母なども含まれている。虐待事例においては、養育者の養育行動を適切なものとし、被虐待児のトラウマ症状を軽減させるだけでなく、養育者のストレスも減少させると報告されている。
CARE (Child AdultRelationship Enhancement:子どもと大人のきずなを深めるプログラム)	CARE とは、米国オハイオ州シンシナティ子ども病院で開発された、子どもと関わる大人ための心理教育的介入プログラムで、その理論的根拠は、上記のPCIT に基づいている。子どもとの間に温かな関係を築き、関係をよりよくなる際に大切なことをロールプレイを用いながら体験的に学んでいき、子どもとのきずなを深めることを目指している。親や養育者だけでなく、施設職員、児童福祉司、保育士、教師、意思、カウンセラーなどの専門職の人も含め、子どもと接するすべての人が対象である。CARE スキルを用いて接する対象となる子どもは2 歳～児童期が主であるが、思春期向けにも応用できる内容が後から付け加えられている。
AF-CBT(Alternatives for Families: A Cognitive-Behavioral Therapy;家族のための代案: 認知行動療法)	ピッツバーク大学のDavid J.Kolko博士により、家族内の暴力を巡る葛藤にさらされていたり、過度な体罰によるしつけや虐待的な関わりを受けてきたりした子どもとその家族の回復を助けるプログラムとして開発された。米国の国立子どものトラウマストレスネットワークThe National Child TraumaticStress Network(NCTSN)により、エビデンスに基づく治療法として推奨されている。親だけでなく、子ども(5～17歳)も治療に参加するため、親と子どもと親子関係に対して、それぞれ治療的な介入ができることが特徴である。心理教育、感情調節、トラウマ治療、ペアレントトレーニング、認知のコーピング、虐待の責任の明確化、家族の安全やコミュニケーションや問題解決スキルの向上など、個人と家族双方に対応する要素で構成されており、親の暴力的な対応を減らし、子ども側の虐待による情緒・行動上の問題を改善し、親子関係を良好なものとすることを目指している。
MY TREE ペアレンツ・プログラム	MY TREE ペアレンツ・プログラムは、2001年に森田ゆりによって開発された、虐待した親の全体性の回復をエンパワメントするプログラムである。約10 人の親でグループをつくり、2～3人のファシリテーターが関わる。「セルフケア」と「問題解決力」をつけることにより子どもへの虐待を終止することを目的としている。毎回のセッションは、心理教育を中心にした「まなびのワーク」と自分のことを語る「自分をトーク」で構成されている。特に、怒りの感情の裏側にある抑圧された感情に焦点を当て、内面から変容を促すアプローチをとる。具体的には参加者がプログラムを通じて、以下のことを学ぶ。 ・安心して自分、子ども、家庭の問題を語ることができる場を持つ。 ・自分について新しい気づきを得る。 ・子どもが内に持つさまざまな力に気づく。 ・感情表現、コミュニケーションスキルを学ぶ。 ・体罰に代わる躰の方法を学ぶ。
MCG(Mother & Child Group :母と子の関係を考える会)	子どもの虐待防止センター(東京)が、電話相談で関わっていた、自分を責めながら大切なわが子を傷つけることをやめられない母親たちを対象に、1992 年に開始した援助者がファシリテーターを務める治療的自助グループである。自分は一人ではないと感じさせる仲間と、安心して苦しい胸のうちを自由に話し、自分の本当の気持ちや子ども時代の体験(被虐待体験など)に気づいていく場を提供していて、虐待行為を減らすことに効果をあげている。現在は、民間団体だけでなく、保健所や児童相談所でも実施している。
* サインズ・オブ・セーフティー	オーストラリアの児童保護の現場から生まれ世界各国で活用されている子ども虐待対応の手法。当時者である親と子どもが、主体的に安全な生活を築くためのアプローチ。子どもの安全が実現するための具体的な手法について、現場の良い実践の積み重ねを体系的にまとめている。家族の持っている安全性の側面(強み)、支援者と親がパートナーシップを築くこと、安全とリスクをバランス良くアセスメントすることなどに関して、1999年には12の原理と6の技法にまとめている。現在も、現場の良い実践を積み重ね、日々成長している手法である。日本の実践も世界にシェアされていて、若手の良い実践や丁寧な仕事ぶりが評価されている。

参考：児童相談所におけるプログラム

出典：児童相談所における保護者支援のためのプログラムの活用ハンドブック



▶ 家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置

＜児童養護施設、乳児院全施設に配置＞

1. 趣旨

近年、虐待を受けた経験を持つ子どもの入所が、入所児童全体の半数を超える状況にある。このため、入所前から退所後のアフターケアに至る総合的な家庭環境調整を担う家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置することにより、児童相談所をはじめとする関係機関、子どもを直接ケアする職員、個別対応職員などと連携し、家庭環境の調整の強化を図り、早期の家庭復帰を目指すこととする。

※平成23年6月から配置の義務化。

2. 家庭支援専門相談員の業務内容

- (1) 保護者等への早期家庭復帰のための業務・退所後の子どもに対する継続した生活相談など
- (2) 里親委託促進や養子縁組推進のための業務
- (3) 地域の子育て家庭に対する育児不安解消のための相談・支援等
- (4) 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画

3. 予算額等

○平成27年度予算 2,521百万円

1か所当たり単価 5,489千円(国と地方を合わせた年額)